# 令和6年度 公文書開示状況(令和6年4月決定分)

# 保健医療局

## 表の見方

# <決定区分>について

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

### < (根拠規定)条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

#### <公文書の総枚数>について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和6年度 公文書開示(4月決定分)保健医療局

令和	16年度	公文書	開示(4月決定分)保健医療局										
					決	定区分	存	(1	艮拠規	定)条件	列7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部開示	不不開存不在	否	1 2 号号	3 4 号 号	5 6 号	7 8 号号	5 9 7 开開示理由等	所管局部課等
1	R6. 3. 21		「診療所及び歯科診療所の休止届出書」 令和6年2月21日から令和6年3月20日までに多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報(開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可(開設届出)年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名)を除く。 ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。			1						当該公文書について、実施機関では作成及で 得しておらず、存在しないため	保健医療局保 健政策部保健 政策課
2	R6. 3. 21		一般診療所台帳、歯科診療所台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年2月21日から令和6年3月20日までに、新規に開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。)診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年2月21日から令和6年3月20日までに、廃止届(開設者死亡届も含む)及び再開届を受理している施設(ただし、企業内及び施設内を含む。)の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
3	R6. 3. 21	R6. 4. 4	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年2月21日から令和6年3月20日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設(ただし、企業内及び施設内を含む。)の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
4	R6. 3. 28	R6. 4. 11	多摩小平保健所管内における診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳のうち、令和6年3月27日現在開設している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③診療科目(診療所及び歯科診療所に限る。)、④病床数(助産所は入所可能人数)及び⑤開設年月日に限る。 なお、助産所については、出張のみによって業務に従事する助産所を除く。		1								保健医療局多 摩小平保健所 市町村連携課
5	R6. 3. 29	R6. 4. 12	食品関係営業台帳(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、三鷹市、小金井市(多摩府中保健所)、西東京市(多摩小平保健所))(令和6年3月1日から令和6年3月28日までに新規に営業の許可を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店及び廃業は除く。)に係る①屋号、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤許可年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号(ただし、⑥、⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。)。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
6	R6. 3. 29		診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、小金井市(多摩府中保健所)、西東京市(多摩小平保健所))(令和6年3月1日から令和6年3月28日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤開設届出年月日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
7	R6. 3. 29		薬局台帳(小金井市(多摩府中保健所))(令和6年3月1日から令和6年3月28日までに新規に開設の許可を受けた施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤許可年月日に限る。		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課 保健医療局保
8	R6. 3. 29	R6. 4. 12	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(武蔵野市(多摩府中保健所))(令和6年3月1日から令和6年3月28日までに新規に開設を確認した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤確認年月日に限る。) 食品関係営業台帳(立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市(多摩立川保健所)、府中市、調布市、狛江市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市、清瀬市及び東久		1								健政策部保健政策課
9	R6. 3. 29		留米市(多摩小平保健所))(令和6年2月16日から令和6年3月28日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、行商、廃業届を受けた施設、廃業を確認した施設及び法改正に伴い新法に基づく許可又は届出を受けたことにより廃業処理を行った施設は除く。)に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は届出年月日、⑥営業の種類(大・小)、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号(ただし、⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。)及び⑩許可番号又は届出番号に限る。)診療所台帳、歯科診療所台帳(立川市、国立市、東大和市(多摩立川保健所)、調布市(多摩府中保健所)、東久留米市(多摩小平保健所))(令和6年2月16日		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
10	R6. 3. 29	R6. 4. 12	お旅行 日報、国科部旅行日報(立川市、展文和市(タ摩エ川保健所)、調刊市(タ摩府平保健所)、東大田木市(タ摩介平保健所))(中和6年2月16日から令和6年3月28日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥法人所在地(ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ。)に限る。) 施術所台帳(立川市、東大和市、(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市(多摩小平保健所))(令和6年2月16日から令和6年3月28日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥業務の種類(あ・は・き・柔の別)に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
11	R6. 3. 29	R6. 4. 12	薬局台帳(国立市(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)、小平市(多摩小平保健所))((令和6年2月16日から令和6年3月28日までに新規に開設を許可した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在地(ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ)に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
12	R6. 3. 29	R6. 4. 12	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(立川市(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)、小平市、東久留米市(多摩小平保健所))(令和令和6年2月16日から令和6年3月28日までに新規に開設を確認した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥代表者名、⑦営業者所在地、⑧営業者電話番号及び⑨営業形態(ただし、⑥、⑦及び⑧については営業者が法人の場合のみ。⑨はクリーニング所台帳のみ。)に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
13	R6. 4. 1		理容所台帳及び美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年3月1日から令和6年3月31日までに、開設を許可又は確認している施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧確認年月日及び⑨確認番号(ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限る。))		1								保健医療局保健政策部保健政策課
14	R6. 4. 1	R6. 4. 15	施術所台帳(あはき・柔整) (西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年3月1日から令和6年3月31日までに新規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名(法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人電話番号)。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
15	R6. 4. 1		理容所台帳及び美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年3月1日から令和6年3月31日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名(法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号)。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課 保健医療局南
16	R6. 4. 1		診療所台帳及び歯科診療所台帳(南多摩保健所) (令和6年4月1日現在、開設の届出を受けている施設(ただし廃業を除く)に係る①施設名称、②施設所在地及び③開設者名に限る。)		1								多摩保健所市町村連携課保健医療局南
17	R6. 4. 1		薬局台帳及び卸売販売業台帳(南多摩保健所) (令和6年4月1日現在、開設の許可を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④許可番号及び⑤許可有効期限に限る。)		1								多摩保健所市 町村連携課 保健医療局保
18	R6. 4. 2		診療所台帳及び歯科診療所台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年3月1日から同月31日までに、新規に開設 又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設又は再開年月日及び⑥開設又は再開届出日に限る。) 		1								健政策部保健 政策課 保健医療局保
19	R6. 4. 2	R6. 4. 16	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年3月1日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤開設又は再開年月日に限る。) 食品関係営業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年3月1日から同月3		1								健政策部保健 政策課
20	R6. 4. 2	R6. 4. 16	1日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種(従業種も含む)、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号(ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)食品関係営業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年3月1日から同月3		1								保健医療局保 健政策部保健 西等
			1日までに廃止の届出を受けている施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種(従業種も含む)、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号(ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)										政策課

月 整 請 オ	<b>求</b> 日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開 部	不存存	存否応答り	1 2 号	3 4 号 号	5 6 号	7 8 号 号	9 不開示理由等	所管局部課等
号 21 R6. 4	4. 2	R6. 4. 16	施術所(あはき・柔整)台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年3月31 6日現在、開設の届出を受けている施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、(法人の場合は、⑤法人電話番号。)、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。)		1	K .	否						保健医療局保 健政策部保健 政策課
22 R6 /	1 2	P6 / 16	理容所台帳、美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年3月1日から同月31日までに開設を確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号(た。だし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健
22 10	<b>4.</b> Z	NO. 4. 10	理谷所合帳、美谷所合帳(四多摩保健所、開多摩保健所、多摩立川保健所、多摩が甲保健所及び多摩が平保健所にあげる、や和6年3月1日から向月31日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号(ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)		'								政策課
23 R6. 4.	5 F	R6. 4. 16	食品関係営業台帳(多摩府中保健所管内における、令和6年4月5日現在、下記住所で営業の許可を受けている施設に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④営業者氏名(法人の場合は、法人の代表者名、法人の所在地、法人の電話番号)、⑤業種(従業種も含む)、⑥許可年月日。) 所在地:〇〇	1	1								保健医療局多 摩府中保健所 市町村連携課 保健医療局南
24 R6. 4.	5 F	R6. 4. 16	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳(南多摩保健所管内(東京都多摩市関戸のみ)において、令和6年4月5日現在の開設届を受けている施設(ただし、廃業を除く)にかかる、施設名称、施設所在地及び病床数) 食品関係営業台帳(南多摩保健所管内のうち、令和6年3月31日時点での全ての施設に関わる①屋号、②営業者名、③営業所所在地、④営業所電話番号、⑤業種(大・	3	1	1		1				事業者本人の住居所在地であり、特定の個人を 識別できるため	多摩保健所市 町村連携課 保健医療局南
25 R6. 4.	9 F	R6. 4. 16	(中)、⑥直近の許可年月日(許可施設のみ) 及び⑦届出年月日(届出施設のみ)に限る。ただし廃業、法人営業を除き、営業の種類のうち移動販売、臨時営業、自動車販売、自動販売機、行商を除く。) 理容所台帳、美容所台帳		1								多摩保健所市 町村連携課 保健医療局多
26 R6. 4. 1	11 F	R6. 4. 17	東久留米市、西東京市のうち令和6年4月11日までに新規に営業を確認した施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号に限る。 美容所台帳	7	1								摩小平保健所 市町村連携課 保健医療局多
27 R6. 4. 1			東久留米市において令和6年3月15日から令和6年4月12日までに新規に営業を確認した施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名(ただし⑥は営業者が法人の場合のみ)に限る。) 食品関係営業台帳(飲食店営業)(多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ管内において、令和6年4月7日現在、営業の許可を受けている施設(ただ	1	1								摩小平保健所 市町村連携課 保健医療局保
28 R6. 4	4. 8	R6. 4. 22	し、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、行商、露店及び廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設所話番号、④業種(従業種も含む)、 ⑤開設者名(法人の場合は法人名)、⑥法人代表者名、⑦法人所在地、⑧法人電話番号、⑨初回許可年月日、⑩許可年月日(有効期間始期)、⑪許可満了日及び⑫許可番号(ただし、⑥、⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)ただし、上記期間内に該当する施設が存在した場合に限る。		1								健政策部保健政策課
29 R6. 4	4. 8	R6. 4. 22	診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整)台帳(多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ管内において、令和6年3月1日から同月31日までに、 開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類(あ・は・き・柔の別)(施術所台帳 2 のみ)及び⑥開設届出日に限る。)。 ただし、上記期間内に該当する施設が存在した場合に限る。		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
30 R6. 4	4. 9	R6. 4. 22	理容所・美容所・クリーニング所台帳(多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ管内において、令和6年3月1日から同月31日までに、新規に営業を2確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
31 R6. 4	4. 9	R6. 4. 22	2 理容所台帳、美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに開設を確認した施設。)(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日及び⑤開設者名に限る。		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
32 R6. 4.	. 10	R6. 4. 24	診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整)台帳(多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ管内)(令和6年3月1日から同月31日までに、開設の4届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類(あ・は・き・柔の別)(施術所台帳のみ)及び⑥開設届出日に限る。)ただし、上記期間内に該当する施設が存在した場合に限る。)。		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
33 R6. 4.	. 10	R6. 4. 24	理容所・美容所・クリーニング所台帳(多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)及び島しょ管内)(令和6年3月1日から同月31日までに、新規に営業を確認し 4 た施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。) 5 ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
34 R6. 4.	. 11	R6. 4. 24	食品関係営業台帳(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、三鷹市、小金井市(多摩府中保健所)、西東京市(多摩小平保健所))(令和6年3月29日から令和 6年4月10日までに新規に営業の許可を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店及び廃業は除く。)に係る①屋号、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤許可年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号(ただし、⑥、⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。)。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
35 R6. 4.			診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、三鷹市、小金井市(多摩府中保健所)、西東京市(多摩小 4 平保健所))(令和6年3月29日から令和6年4月10日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設 電話番号、④開設者氏名及び⑤開設届出年月日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
36 R6. 4.			4 薬局台帳(西東京市(多摩小平保健所))(令和6年3月29日から令和6年4月10日までに新規に開設の許可を受けた施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤許可年月日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課 保健医療局保
37 R6. 4.	. 11	R6. 4. 24	4 理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(武蔵野市(多摩府中保健所))(令和6年3月29日から令和6年4月10日までに新規に開設を確認した施設 (ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤確認年月日に限る。) 施術所台帳(あはき・柔整)(南多摩保健所)(平成31年1月1日から令和6年4月18日までに新規に開設の届出を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在		1								保健医療局体 健政策部保健 政策課 保健医療局南
38 R6. 4. 1	18 F	R6. 4. 25	地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人住所、⑥法人電話番号(ただし、⑤⑥は開設者が法人の場合のみ)、⑦開設年月日、⑧開設届出年月日。ただし、廃業を 除き、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和6年4月14日現在、		1								多摩保健所市町村連携課
39 R6. 4.	. 15	R6. 4. 26	開設の届出を受けている施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設届出年月日及び開設年月日、⑤診療科目及び⑥施設電話番号に限る。) 6 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和6年1月23日から令和6年4月14日までに、新規に休止・廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設年月日、⑤診療科目及び⑥休止・廃止届出日及び休止・廃止日に限る。)		1								保健医療局保 健政策部保健 政策課
40 R6. 4.	5 F	R6. 4. 18	令和6年2月に医療法人の設立認可の決定にあたり作成した文書のうち、設立認可案件を特定できる資料		1	1		1	1			・対象部分は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 ・対象分は、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれる可能性があると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。	保健医療局医 療政策部医療 安全理

月整理番号	請 求 年月日		公文書の件名	総枚数	開音	一 不	存否応答拒否	1 2 3号号号	4号	5 号号	6 7 8 号号号	9 不開示理由等	所管局部課等
41	R6. 4. 4	R6.4.18 医療法人〇〇から令和6年3月15日以降に提出された役員変更届一式。		13		1		1 1	1			められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。 ・対象部分は、公にすることにより、偽造等のおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすと認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	XIM
42	R6. 2. 17	R6.4.17 ・新型コロナウイルス感染症 病床の確保状況(13日分) ・入院患者数データ(23日分)		193	1								保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 一課